

岩手沿岸南部広域環境組合職員の寒冷地手当に関する規則

平成18年 4月21日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号)に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の寒冷地手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(寒冷地手当)

第2条 職員の寒冷地手当については、釜石市職員の寒冷地手当に関する規則(昭和44年釜石市規則第8号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。